

桶川市後援及び市長賞交付取扱要綱

(平成17年6月13日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市が後援する場合及び市長賞を交付する場合における取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が団体、地区等を単位とした主催者の事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。
- (2) 市長賞 団体、地区等を単位としてコンクール形式で行われるものの成績優秀者に対して、賞状、トロフィー、盾等を贈呈することをいう。

(対象となる事業)

第3条 後援及び市長賞（以下「後援等」という。）の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市のイメージを高め、市政の発展に寄与すると認められるもの
- (2) 教育、文化及びスポーツの向上、教養、健康及び経済の増進、並びに環境保全に寄与すると認められるもの
- (3) その他市の発展向上に寄与すると認められるもの

2 前項に掲げるほか、後援及び市長賞の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 政治的性質を有する事業又は政治団体が主催する事業でないこと。
- (2) 宗教的性質を有する事業又は宗教団体が主催する事業でないこと。
- (3) 特定の社会的・文化的主義を広めることを目的とする事業でないこと。
- (4) 営利を目的とする事業でないこと。

- (5) 参加者が特に少ない事業でないこと。
- (6) 参加者から入場料及び参加料等を徴収する事業にあつては、徴収額及び目的が適正かつ明確であること。
- (7) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる事業でないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、後援等を行うことが不適當であると認められる事業でないこと。

(後援等の申請)

第4条 後援等を受けようとする者は、様式第1号の桶川市後援等申請書を市長に提出しなければならない。

2 後援等を受けようとする事業が入場料、出品料等を徴収するものにあつては、当該事業に係る収支予算書を前項の申請書に添付しなければならない。この場合において、当該事業の終了後は速やかに収支決算書を提出しなければならない。

(後援等の許可等の決定)

第5条 市長は前条第1項に規定する後援等申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定して様式第2号の桶川市後援等許可書又は様式第3号の桶川市後援等不許可書により通知する。

(市長賞の交付数)

第6条 市長賞の交付数は、申請のあつた事業1件について1個とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(許可の条件)

第7条 後援の許可に当たっては、原則として次の条件を付すものとする。

- (1) 市職員の派遣は行わないこと。
- (2) 市費援助は行わないこと。

(後援等の取消し)

第8条 市長は、後援等を許可した事業について次の各号のいずれかに該

当する事実があると認めるときは、当該後援等の許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書及び添付書類の記載、作成、取得等に偽りその他の不正行為があったとき。
- (2) 法令に違反した行為等があったとき、又はあると予見されるとき。
- (3) 第3条第2項各号に該当する事実のあるとき。

2 市長は、前項の規定により後援等を取消したときは、速やかに様式第4号の桶川市後援等取消通知書により申請者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により取り消された場合は、申請者は、後援等許可書及び交付を受けた市長賞を速やかに市長へ返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

桶川市長

主催者 団体等の名称 _____
(申請者) 代表者の氏名 _____
住所又は所在地 _____
電話番号 _____

桶川市後援等申請書

下記の事業について、桶川市の後援の許可・市長賞の交付を受けたいので申請します。

記

- 1 事業名 _____
- 2 目的・趣旨 _____
- 3 開催年月日 _____ 年 月 日
- 4 開催場所 _____
- 5 参加対象者及び参加者数 _____ 人
- 6 入場料又は出品料 _____ 円
- 7 表彰年月日 _____ 年 月 日
- 8 その他特記事項 _____

※ 入場料又は出品料を徴収するものにあつては、事業の収支予算書を添付してください。
また、事業終了後は、速やかに収支決算書を提出してください。

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

桶川市長



桶 川 市 後 援 等 許 可 書

年 月 日付で後援等申請のあった下記の件について、申請のとおり許可します。

記

1 事業名

2 開催年月日 年 月 日

3 開催場所

4 その他特記事項

※ 事業終了後は、速やかに収支決算書を提出してください。

なお、後援の許可に当たっては、原則として市職員の派遣及び市費援助は行いません。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

桶川市長



桶 川 市 後 援 等 不 許 可 書

年 月 日付で後援等申請のあった下記の件については、不許可といたします。

記

1 事業名

2 開催年月日

年 月 日

3 不許可の理由

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

桶川市長



桶 川 市 後 援 等 取 消 通 知 書

年 月 日付け 第 号で通知した後援等許可を取り消すので通知します。

記

1 事 業 名

2 開催年月日

年 月 日

3 取消の理由

※ 後援等許可書及び交付を受けた市長賞については、速やかに返還してください。